

安全作業手順書【名二環ランプ規制】 1/2 (別紙1参照)

作成日・ 改正日	2025/4/10 (前回改正:2025/4/1)	現場名	名古屋第二環状自動車道 (名古屋IC～飛鳥北IC,有松IC～上社JCT)
機器工具 ・車両	規制車両、標識車、台車(ストッパー付き)	保護具	ヘルメット、安全チョッキ、安全くつ ゴム手袋(グリップの効くもの)

見積り基準をした危険性の評価			
重大性(B)	○ 軽微 (不休と休業3日以内)	△ 重大 (休業4日以上)	× 極めて重大 (死亡・障害が残る)
可能性(A)	○ ほとんど起こらない (5年に1回程度)	△ たまに起こる (1年に1回程度)	× かなり起こる (6ヶ月に1回程度)
	○○ (極めて小さい)	△△ (かなり小さい)	×× (中程度)
	△○ (中程度)	△△ (中程度)	△× (かなり大きい)
	×○ (中程度)	×△ (かなり大きい)	×× (極めて重大)

危険性又は、有害性の評価と危険度の判定基準例			
危険性の見積り	危険性の評価	危険度	判定
××	極めて重大	5	即座に対策が必要
×△、△×	かなり大きい	4	根本的対策が必要
×○、△△、○×	中程度	3	何らかの対策が必要
△○、○△	かなり小さい	2	現時点では必要なし (様子を見る)
○○	極めて小さい	1	対策の必要なし

作業区分	作業手順・作業内容	急所	危険ポイント			リスクの見積り			安全対策(危険度2以下へ)			リスクの再見積り		
			(~なので~になる)			(A)	(B)	リスク	(私達はどうする)			(A)	(B)	リスク
準備工	作業確認 作業の打合せ(KY)を行なう 作業員の役割(運転手、助手)を決める 作業場所及び車線を確認する 規制形態・内容を確認する 監視員兼補助者を指名し、ヘルメットバンドによる明示をする 台車 車両幅より狭い箇所は基本台車にてラバコンを設置する 車両 2車ランプ等は、車両荷台からラバコンを設置する 安全対策の確認 規制材確認 シラズンダー動作確認及び点検を行う 使用機器、規制機材の数量、積載を確認及び点検を行う	作業員全員で 免許証・免許区分の確認を運転手・助手の二人で行って 上下、kp等の情報を踏まえ、作業員全員が理解できるように 規制簿を用いて 作業員全員で確認する 作業員全員で確認する 作業員全員で確認する 朝礼時に作業員全員で毎日動作確認をする 規制形態に合わせて	手順を間違えて思わぬケガをする 免許区分の理解不足で、無免許運転をしてしまう / / / 段取り不足により、監視員不在のまま作業し事故になる ①台車から離れた瞬間に台車が逸走し走行車両と接触する ①荷台から落下し事故になる ②荷台に乗る作業員が落下防止対策装置をせず事後になる 突然落下防止対策装置が破損して思わぬ事故になる 電池切れて緊急時、逃げるのが遅れる /	△ ○ / / / ○ ○ ○ △	× × / / / × × × ×	4 3 / / / 3 3 3 4	全員で手順書、KYの内容を周知する 乗車時に必ず免許区分明示車両ステッカーを確認する / / / KY活動時に作業員全員で周知確認する ①台車は自動ストッパー機能付とする ①落下防止安全対策を確実に実施する。 ②KY活動時に作業員全員で点検をする。 落下防止対策装置の破損がないか、また、設置位置を確認し落下防止となっているか確認する 毎日動作確認をし、電池が減ったら交換する /	○ ○ / / / ○ ○ ○ △	○ △ / / / ○ ○ △ △	1 2 / / / 1 1 1 1				
本作業		25.車両回送手順書に則る	停止処置不十分により車両が逸走してしまう 確認時、走行車線側の車両に接触する 後方の走行車両に気づかず追突・接触される 作業中に夢中になり走行車線側から規制外の車に接触する 強風等により矢印板が飛散し走行車両に接触する 台車から離れた瞬間に台車が逸走し走行車両と接触する 一般車が規制内に入らし規制員と接触する 一般車が規制材にぶつかる 後方の走行車両に気づかず追突・接触される 付属の矢印板が飛散し走行車両に接触する ①走行車両から見える配置位置で ②十分な監視が行える場所で極力車道から離れた位置で ③緊急退避場所(逃げ場)の確認を行い	○ ○ △ ○ △ △ △	× × × × × × ×	3 3 4 3 4 3 4 4	左記急所の養生と共に、サイドブレーキの確認も行う 赤色誘導灯及び黄旗を有効活用し、周囲監視を常に行う 作業時は必ず一人監視員を配置し周囲に注意して作業を行う 作業範囲・周囲の状況を確認しながら作業を行う 矢印板1枚1枚に必ず飛散防止対策を行う 使用しない時は裏向き、Gr外側もしくは路肩側に仮置きする。 強風の場合はウェイトを置く。 作業時は必ず監視員を配置し、常に一般車に注意して作業を行う。 緊急時はシラズンダー警笛を鳴らし退避する。 必ず上流監視員を配置する 作業時は必ず一人監視員を配置し 周囲に注意して作業を行う / 必ず衝突緩和材用付属物用の飛散対策を行う 走行車両からの視認性を確認できれば、 極力走行車線側から離れた場所での監視を行う。 また、緊急時の非難・退避場所の確認を行う。	○ △ △ △ / / / △	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	1 2 2 2 2 1 2 2 1				

安全作業手順書【名二環ランプ規制】 2/2 (別紙1参照)

		見積もり基準をした危険性の評価			
		重大性(B)	○ 軽微 (不休と休業3日以内)	△ 重大 (休業4日以上)	× 極めて重大 (死亡・障害が残る)
可能性(A)	○ ほとんど起こらない (5年に1回程度)	○○ (極めて小さい)	○△ (かなり小さい)	○× (中程度)	
	△ たまに起こる (1年に1回程度)	△○ (かなり小さい)	△△ (中程度)	△× (かなり大きい)	
		× かなり起こる (6ヶ月に1回程度)	×○ (中程度)	×△ (かなり大きい)	
			×× (極めて重大)	×× (極めて重大)	

危険性又は、有害性の評価と危険度の判定基準例			
危険性の見積もり	危険性の評価	危険度	判定
××	極めて重大	5	即座に対策が必要
×△、△×	かなり大きい	4	根本的対策が必要
×○、△△、○×	中程度	3	何らかの対策が必要
△○、○△	かなり小さい	2	現時点では必要なし (様子を見る)
○○	極めて小さい	1	対策の必要なし

作成日・改正日	2025/4/10 (前回改正:2025/4/1)	現場名	名古屋第二環状自動車道 (名古屋IC～飛鳥北IC,有松IC～上社JCT)
機器工具・車両	規制車両、標識車、台車(ストッパー付き)	保護具	ヘルメット、安全チョッキ、安全くつ ゴム手袋(グリップの効くもの)

作業区分	作業手順・作業内容	急所	危険ポイント (～なので～になる)			リスクの見積り			安全対策(危険度2以下へ) (私達はこうする)			リスクの再見積り		
			(A)	(B)	リスク	(A)	(B)	リスク	(A)	(B)	リスク			
本作業	ラバコン撤去	①撤去前現地打ち合わせ	①供用車線とは反対方向にラバコンを振る。 ②作業員全員で確認する	①供用車線方向にラバコンを振り車に接触し事故になる ②段取り不足により、監視員不在のまま作業し事故になる	○	×	3	供用車線とは反対側へラバコンを振り(持ち上げ)補助員へ受け渡す。	○	○	1			
		台車 基本3名にて台車を使いラバコンを撤去する (ラバコン撤去員2名、上流監視員1名)	台車のストッパー機能を確認して 監視員は上流側を注視する	台車から離れた瞬間に台車が逸走し走行車両と接触する 一般車が規制内に進入し規制員と接触する	△	△	3	使用しない時は裏向き、Gr側もしくは路肩側に仮置きする。強風の場合はウェイトを置く。 作業時は必ず監視員を配置し、常に一般車に注意して作業を行う。緊急時はシラズンダー警笛を鳴らし退避する。	○	○	1			
	車両 ※2車ランプは、車両にて撤去する。 ラバコン回収は、走行車線の反対側から受渡す。 規制班4名(運転手、ラバコン撤去員、ラバコン補助業務、上流監視員)	必ず、各自が決められた役割をしっかりと行い	各自の役割の認識不足により思わぬ事故になる	○	×	3	KY活動時に作業員全員で周知確認する	○	○	1				
	テーパー撤去	①規制材車を後退させながら ②上流監視員を配置して ③ラバコンは両手で持って 矢印板を撤去する	・規制材を跳ねて一般車に接触する ・セーフティーバー未設置により、後退時先端監視員をはねてしまう ・規制内の停止車両と衝突する 後方の走行車両に気づかず追突・接触される ラバコンが手から滑り落ち本線に落下して思わぬ事故になる 規制材の撤去時に手から滑らせ、走行車両や他の構造物に接触させる	△	×	4	・サイドミラーで目視確認及び荷台上から監視をしながら後退する ・セーフティーバーを必ず設置する(先端監視員はセーフティーバーの上流側十分な離隔距離をとった位置に配置) ・規制内で車両を確認した場合、その場で一旦停止して安全を確認する。徐行にて後進して上流監視員の合図で停止する。 作業時は必ず一人監視員を配置し周囲に注意して作業を行う ラバコンは両手でしっかり持って受け渡す	○	○	1				
基地帰着及び駐車	 セーフティバイブル	25.車両回送手順書に則る												
後処理	運転日報・車両使用日報を作成する	責任者への報告・確認も忘れずに	/	/	/	/	/	/	/	/				

規制全般	共通	①規制に係るものは危険を感じたとき、笛を吹くこと	車の動向に注意を払いながら作業して							
		②上流監視員は常に笛をくわえて、危険を感じたときは遅滞なく笛を吹くこと	専任の上流監視員だという意識を持ち、常に車の動向に注意して(※上流監視員の業務は上流監視とラバコン補助業務を兼ねる)	車の接近に対して注意を怠り、車の接近に気づくのが遅れて事故になる	○	×	3	車の動向から目を離さないで常に注意を払う	○	○
		③上流監視員は、作業の打合せ(KY)で危険時の合図を確認する。(長いピーの合図で車両は緊急停止する)	作業員全員で緊急停止合図を確認する							
		④運転手は、窓を開け笛の音が確認できるようにすること	危険措置が講じられる体制を準備しておく							
		⑤落下防止対策装置による安全対策を実施することを、作業員全員で確認する。	落下防止対策装置の装備しているか、また、落下防止対策装置を設置しても作業員が落下しないことも確認する							

特記	パワーゲートを使用した荷台積み下ろし	パワーゲートを使い荷台にバルーン等を積み下ろし作業をする時は、積載物の落下またはゲート昇降による手の挟まれ、スライドバーの延伸による足挟まれに注意すること	①パワーゲートを昇降させるときは必ず声を掛け合図を行い、手・足が挟まれないことを確認し安全を確保してから昇降させる。 ②バルーン等のタイヤロックを外す時は、必ず声を掛け合図を行い、保持を確認して安全を確保してからロックを外すこと	声掛け合図を怠り、積載物またはゲートに手足をはさまれて怪我をする	○	×	3	パワーゲートを使用する際は必ず2人以上で作業をし、ゲートの昇降をする場合は声を掛け合い挟まれないように安全を確保してから昇降させる。	○	○	1
----	--------------------	---	---	----------------------------------	---	---	---	--	---	---	---